

公営企業経営室関係資料

<水道事業>

- 水道事業における各都道府県の
広域化検討体制の構築 …… 1

<電気事業>

- 電力システム改革関係資料 …… 2
- 売電契約における一般競争入札
関係資料 …… 4
- 再生可能エネルギー固定価格買
取制度関係資料 …… 8

<ガス事業>

- ガスシステム改革関係資料 …… 12

水道事業における各都道府県の広域化検討体制の構築について

(背景・経緯)

1. 水道事業が抱える課題

人口減少に伴う料金収入の減少、施設の大量更新、対応する職員
の不足等により、特に小規模団体において事業の継続が困難となる
可能性がある。

2. 有効な対応策としての広域化

規模の経済の享受による経営基盤の強化や効率化、共通課題の
連携した解決等のため、広域化は有効な方策。

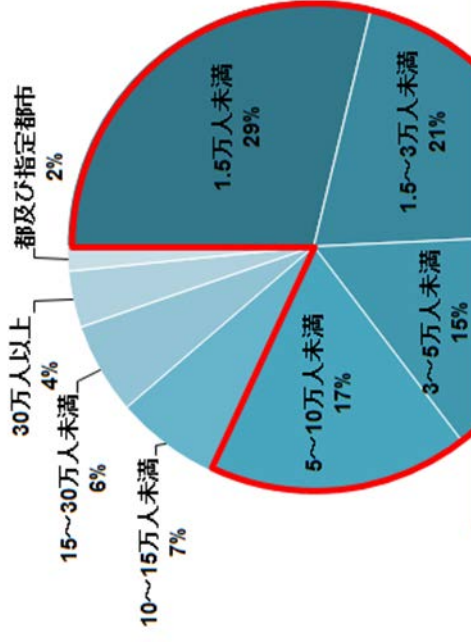
3. 進まない広域化の取組

広域化の必要性は理解されているものの、調整役・リーダーの不在
や課題の共有化がされていない等の理由から、広域化に取り組んで
いる団体は極めて少ないのが現状。

4. 推進役・調整役としての都道府県への期待

広域化の足がかりを与える推進役として、団体間の調整役として、
都道府県への期待が高まっている。

上水道事業(末端)の規模別割合(平成26年度)

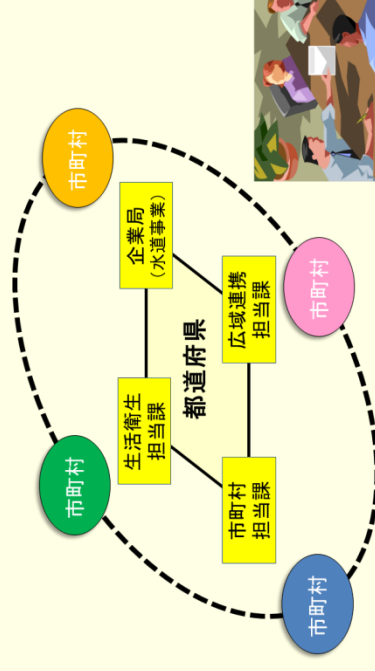


10万人未満の事業者が全体の約8割

(今後の予定)

- 今後総務省では各都道府県に対し、2月中を目的に、水道広域化の検討体制の構築について要請を行う予定としている。
- また、厚生労働省からも同旨の要請がなされる予定となっている。
- 各都道府県においては、水道行政を所管する生活衛生担当課、公営企業を所管する市町村担当課、用水供給事業等の水道事業を運営する企業局、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想を推進する広域連携担当課等の関係部局が連携し、管内市町村が参加する広域化の検討の場を設置していただきたいと考えているところ。

広域化の検討の場のイメージ



電力システム改革への対応

電力システム改革の概要

東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電力料金の値上げや需給ひっ迫下での需給調整等、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになったことを踏まえ、電力の安定供給の確保、電気料金の最大限抑制、需要家の選択枝や事業者の事業機会拡大を掲げ、この目的の下で、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3本柱からなる改革を行うこととした。(電力システムに関する改革方針(2013年4月2日閣議決定))

改革実施の工程



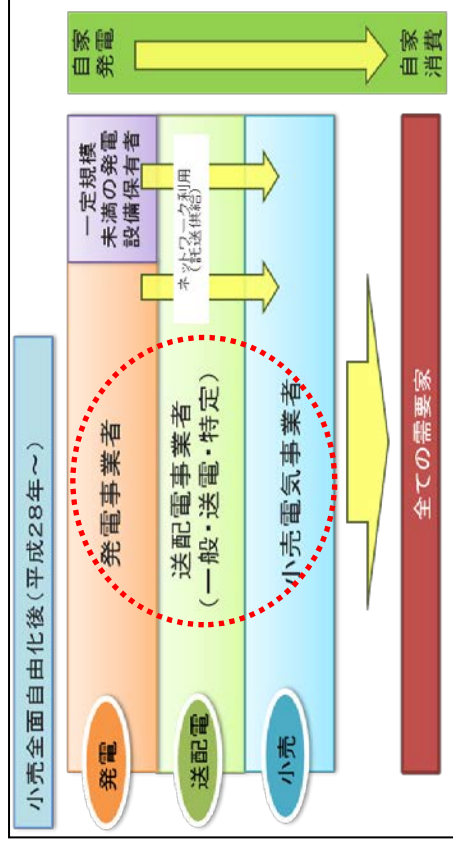
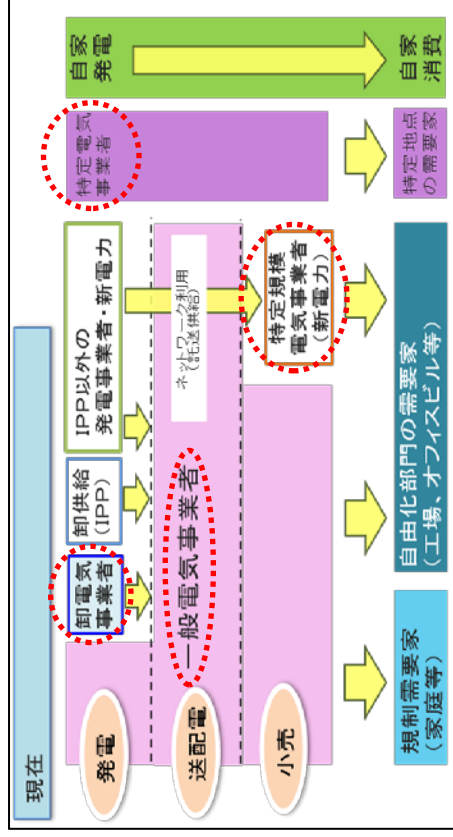
電力システムに関する改革方針:2013年4月2日閣議決定

広域的運営推進機関設立:2015年4月1日

小売参入の自由化:2016年4月1日施行

送配電部門の法的分離:2020年に実施

電気事業の類型の見直し(※赤点線囲みが「電気事業」)



（論点1）「経済産業省令で定める要件」について（見直し案）

○前回WGにおける意見を踏まえ、主に自家発自家消費のために発電設備を維持・運用する事業者に一定の配慮措置を講ずる観点から、以下の3つの要件のいずれをも満たす発電設備（系統への連系点単位で捕捉。以下同じ。）について、発電設備ごとの託送契約上の同時最大受電電力（同時に逆潮可能な電力の値）を事業者単位で合計し、その値が1万kWを超える事業者を発電事業者とすることとしてはどうか。

①当該発電設備の発電容量（kW）に占める託送契約上の同時最大受電電力（kW）の割合が5割を超えること（※）。 [P.5参照]

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。

②当該発電設備の年間の発電電力量（kWh）（所内消費量等を除く）に占める系統への逆潮流量（kWh）（特定供給等を除く。）の割合が5割を超えること（※）（自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること。）。 [P.6参照]

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれること。

③当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること。 [P.7参照]

○なお、こうした要件に該当しない電源であっても、系統に接続しており、かつその発電設備の発電容量が1000kW以上である場合には、特定自家用電気工作物（以下「特定自家発」という。）に該当することになり、国による供給勧告の対象となりうることから、安定供給確保に大きな支障はないものと考えられる。

要件①

託送契約上の
同時最大受電電力
——
発電設備の発電容量

> 50%

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件②

系統への逆潮流量 - 特定供給等
——
総発電量 - 所内消費量

> 50%

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件③

発電設備の発電容量 \geq 1000kW

※なお、ある発電設備が要件①～③を満たすかどうかを判断するにあたっては、系統への連系点単位で判断する。

これら3つの要件をいずれも満たす発電設備のみについて、その同時最大受電電力の値を事業者単位で合計し、1万kWを超えるかどうかを確認する。

改正電気事業法 抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三 （略）

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八 （略）

総行行第62号
総財営第36号
平成24年4月25日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成24年4月3日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部局に、各都道府縣市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課

担当：岡専門官、青木係長

TEL 03-5253-5510

総務省自治財政局公営企業経営室

担当：田中補佐、関本係長

TEL 03-5253-5639

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針

〔平成 24 年 4 月 3 日〕
閣 議 決 定

行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」におけるエネルギー分野の規制・制度改革に関する検討の結果を踏まえ、別紙のとおり、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を定める。

別紙において、「実施時期」が「結論を得次第措置」又は「早期措置」とされている事項、及び法令等の運用を見直すこととされている事項については、四半期ごとに内閣府が進捗状況を確認し、各府省は早期に措置するよう努めるものとする。

当該四半期に措置が完了しない場合は、改めて次の四半期の対応を内閣府と各府省が協議する。

また、内閣府は、上記の経緯と結果を公表する。

規制・制度改革事項 一覧（抜粋）

（別紙）

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施 時期	法律事項・政令事項・ 省令事項				所管省庁
				法律	政令	省令	その他 (運用 等)	
42	公営の発電事業における新電力の買取参入の実現	地方公共団体に対して、 <u>地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。</u> また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う。	平成 24 年 度早期措 置				●	総務省 経済産業省

総行行第 1 2 2 号
総財営第 6 1 号
平成 26 年 7 月 4 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各 指 定 都 市 財 政 局 長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成 24 年 4 月 3 日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、「地方公共団体が行う売電契約について」(平成 24 年 4 月 25 日付け総行行第 62 号、総財営第 36 号自治行政局行政課長、自治財政局公営企業経営室長通知)を発出したところですが、この度、第 186 回国会における電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、改めて下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部局に、各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び第 2 項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項又は地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 21 条の 14 第 1 項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課
担当：泉水専門官、米岡係長
TEL 03-5253-5510
総務省自治財政局公営企業経営室
担当：佐藤補佐、御手洗係長
TEL 03-5253-5639

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）（抜粋）

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

一～四（省略）

五 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。

六～九（省略）

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）（抜粋）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。


一 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。さらに、新規参入や技術開発等の促進は、経済成長につながるものであり、政府の諸方針においても明確に位置付けるものとする。

二～七（省略）


固定価格買取制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・買取期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。


再生可能エネルギーによる発電を事業として実施される方




太陽光




風力



中小水力


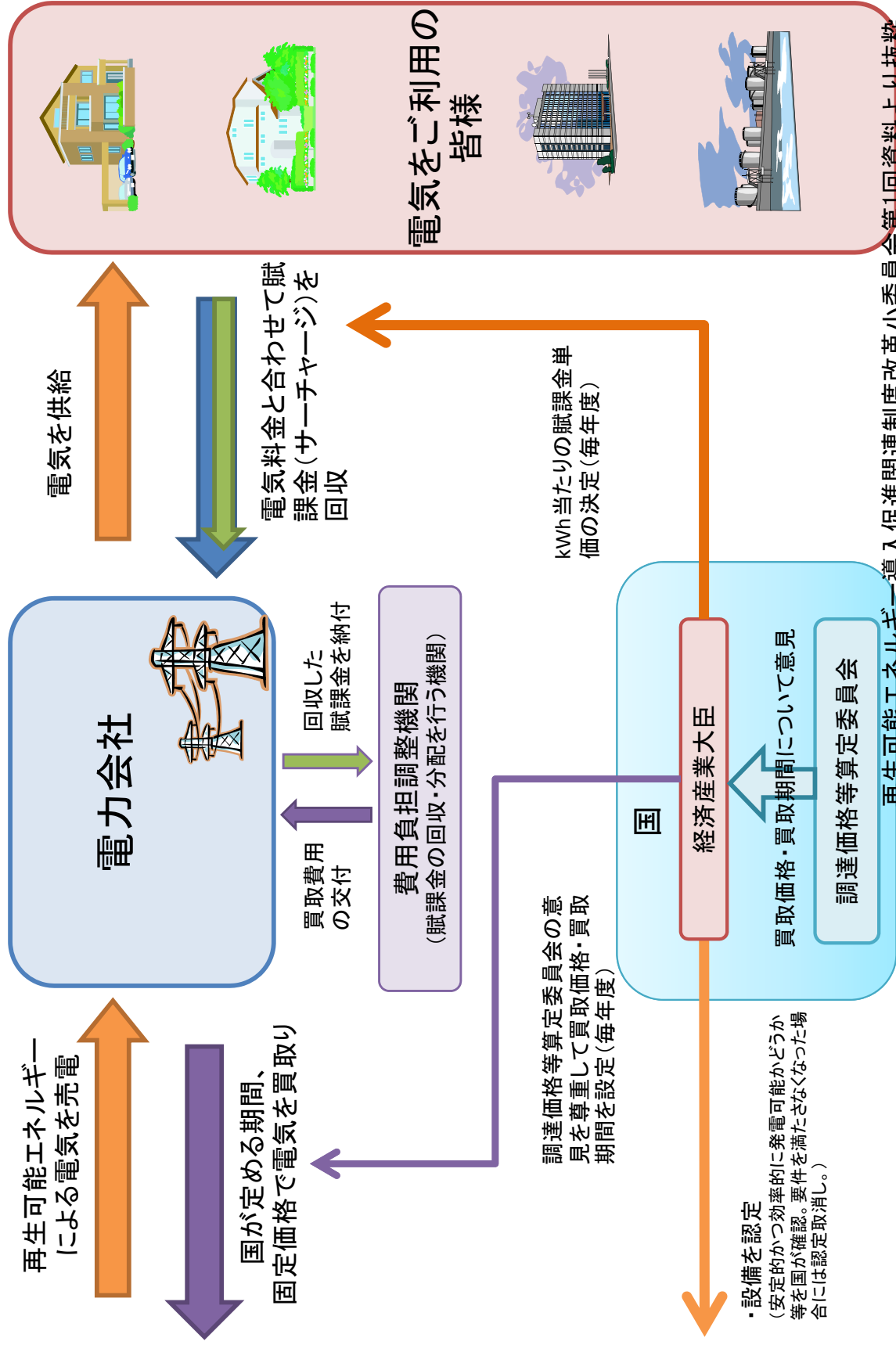


バイオマス



地熱

自宅で発電される方

減免制度の概要

- 電力多消費事業者の産業競争力に配慮する観点から、製造業であれば売上高千円当たりの電気使用量（kWh）が、製造業平均の8倍（非製造業は14倍）以上となる事業を行う事業所について、その賦課金負担を5分の1に減免する制度を採用している。（ただし、電気使用量が年間100万kWh以上の事業所に限定）
- 当該減免分については、減免を受けない他の電気利用者のしわ寄せがいかないよう、法律の規定により、予算措置を講じ、国費により補填することとされている。
- 平成27年度においては、1064事業者1856事業所が減免措置の適用を受けており、平成27年度で、減免対策予算として、456億円を措置している。

＜平成27年度の減免事業者の認定実績＞

製造業 業種別減免額（産業分類：中分類）

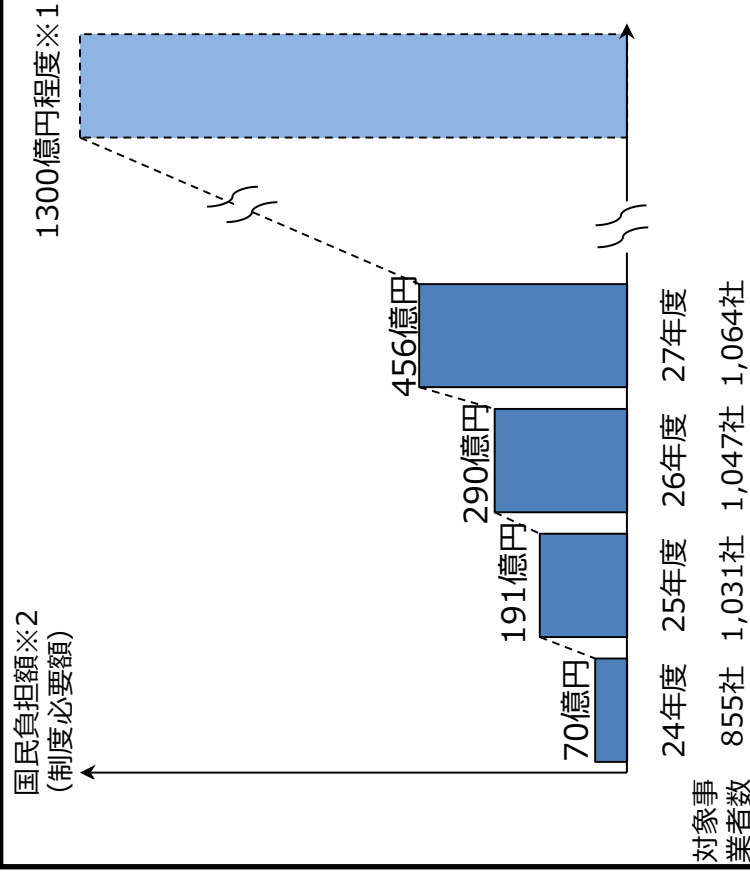
標準産業分類	認定事業者数（社）	電気使用量の合計（億kWh）	減免費用（億円）	標準産業分類	認定事業者数（社）	電気使用量の合計（億kWh）	減免費用（億円）
1 鉄鋼業	179	198.3	217.7	1 水道業	58	25.8	28.3
2 化学工業	88	114.0	125.1	2 熱供給業	49	10.4	11.4
3 電子部品・デバイス・電子回路製造業	39	51.1	56.1	3 倉庫業	133	10.2	11.2
4 非鉄金属製造業	26	43.6	47.9	4 通信業	9	4.0	4.3
5 窯業・土石製品製造業	46	31.5	34.6	5 農業	26	3.6	3.9
6 プラスチック製品製造業	33	18.2	20.0	6 鉄道業	24	3.0	3.3
7 金属製品製造業	71	10.2	11.2	7 水産業	1	0.0	0.1
8 輸送用機械器具製造業	12	8.7	9.6	8 鉱業、採石業、砂利採取業	5	1.1	1.2
9 パルプ・紙・紙加工品製造業	36	7.5	8.3	9 電気業	1	0.3	0.4
10 電気機械器具製造業	6	5.7	6.2	10 ガス業	4	2.0	2.2
・ ・ ・				・ ・ ・			
製造業小計	690	500.7	549.8	非製造業小計	374	68.5	75.2

非製造業 業種別減免額（産業分類：中分類）

II-1. 賦課金減免制度について

- 賦課金減免制度は、国際競争力の維持・強化の観点から、電力多消費事業者の売上高千円当たり
の電気使用量 (kWh) が、製造業では平均の8倍 (非製造業は14倍) 以上となる事業を行う事業
所について、その賦課金負担の8割を減免。原資は政府予算により手当て。
- 制度運用後3年間を経過する中、減免制度に対して、①国民負担 (制度の必要額) が増大し、減
免対象とならない他の電気利用者との間に不公平が生じているのではないか、②電力多消費産業
への支援は、予算の使い方としては、省エネ努力の有無等に問わず交付される単なる電気代補
助として行うよりも、費用対効果の高いものに振り向けていくべきではないか等の指摘がある。

<減免制度に係る国民負担額>



(※1) 現行の減免制度の下で、長期エネルギー需給見通しにおいて示された再生可能エネルギーの導入量等を前提に機械的に試算。減免対象となる電力使用量等によって必要額は変動する。
(※2) 平成27年度までは予算計上額を記載。

<認定上位事業者>

減免額	事業者数	27年度減免見込み額
20億円以上	2	43億円
10億円以上20億円未満	8	106億円
5億円以上10億円未満	14	96億円
1億円以上5億円未満	107	229億円

(※) 平成27年度の減免認定事業者の申請電力量と賦課金単価をもとに、機械的に試算をした減免見込み額。

再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書（案）の概要

【制度見直しの目的】

エネルギーミックスにおける2030年の再生可能エネルギーの導入水準（22-24%）の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要

エネルギーミックスを踏まえた
電源間でバランスの取れた導入を促進
(現状：FIT認定量の約9割が事業用太陽光)

国民負担の抑制のため
コスト効率的な導入を促進
(現状：買取費用が約1.8兆円に到達)

電力システム改革の成果を生かした
効率的な電力の取引・流通を実現
(現状：電力系統面での制約が顕在化)

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

【制度見直しの方針】

◎：法改正が必要な項目

●：運用等で対応可能な項目

1. 認定制度の見直しと未稼働案件※への対応

● 報告徴収・聴聞手続を通じた認定取消の取組を更に強化。

◎ 発電事業の実施可能性を確認した上でFIT認定する新しい認定制度を創設。
 ✓ 系統への接続契約締結をFIT認定の要件とする（価格決定は認定時）。
 ✓ 既認定案件は、運転開始済や接続契約締結等の要件を満たした案件は新しいFIT認定とみなし、その他の案件は改めて認定の取得を求める（系統入札等の場合は一定の猶予期間を検討）。

※認定済未稼働案件数：H24～25年度認定案件で約36万件

2. 長期安定的な発電を促す仕組み

◎ 事業者の適切な点検・保守や発電量の定期報告、事業後の廃棄・リサイクル等の遵守事項を定め、違反時の改善命令・認定取消を可能とする。

◎ 関係する土地利用規制等の遵守確認、認定情報の公表や地方自治体への提供スキームの構築に取り組む。

5. 電力システム改革を活かした導入拡大

- 「広域系統整備計画」に基づき、計画的な広域系統の整備を進める。
- ローカル系統の制約に対応するため、系統情報や工事費単価の公表を行う。また、引き続き、入札募集ルールを活用し、系統増強費用を共同負担。

3. コスト効率的な導入

◎ 中長期的な買取価格の目標を設定。

◎ トップランナー方式等のコスト効率的な買取価格決定方式から最適な方式を選択。

- ✓ 事業用太陽光は入札方式（小規模に配慮し、大規模から対象化）
- ✓ 住宅用太陽光や風力は予め価格低減スケジュールを設定する方式

◎ 賦課金減免制度は、持続可能な仕組みとすべく、賦課金活用により原資を確保しつつ、対象事業者の省エネの取組や国際競争力への影響等を確認（減免率についても検討）。

4. リードタイムの長い電源の導入拡大

◎ リードタイムの長い電源は数年先の認定案件の買取価格まで予め決定。

- 環境アセスメント期間(通常3~4年)の半減等、必要な規制改革に取り組む。
- FIT認定前であっても系統への接続申込ができるよう運用を変更。
- 各電源毎の課題に応じた支援の在り方を検討。
 - ✓ 地熱・中小水力は、補助等も含め初期投資への支援を拡充することを検討。
 - ✓ バイオマスは、安定的な燃料調達に向けた支援を強化。

◎ FIT電源の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更し、より円滑に広域融通を進める。買取後の電気は市場經由以外に小売への直接引渡しも可能とする。

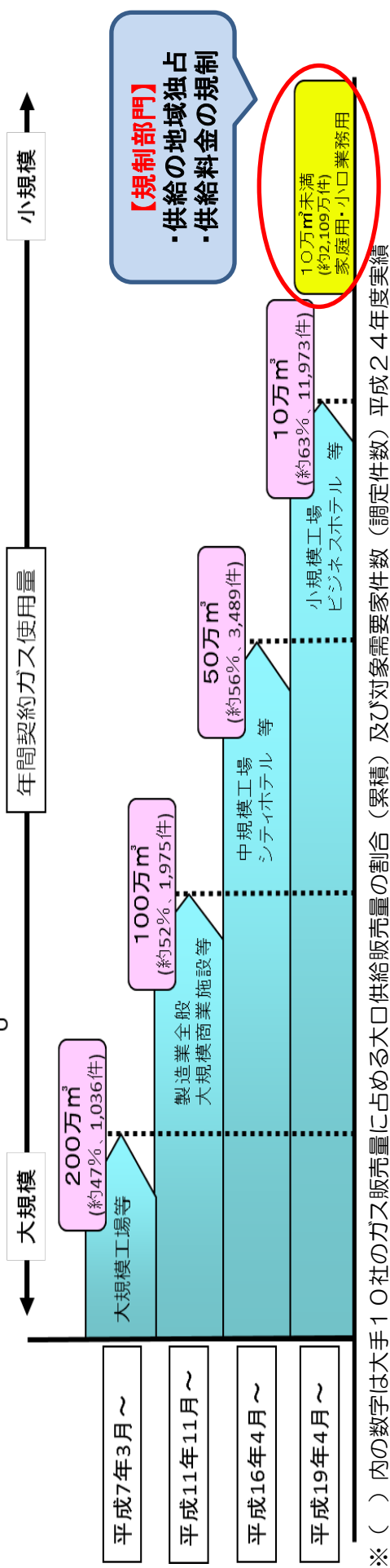
● 再生可能エネルギー事業者間で公平な出力制御ルールの整備に取り組む。

ガスシステム改革への対応

ガスシステム改革の概要

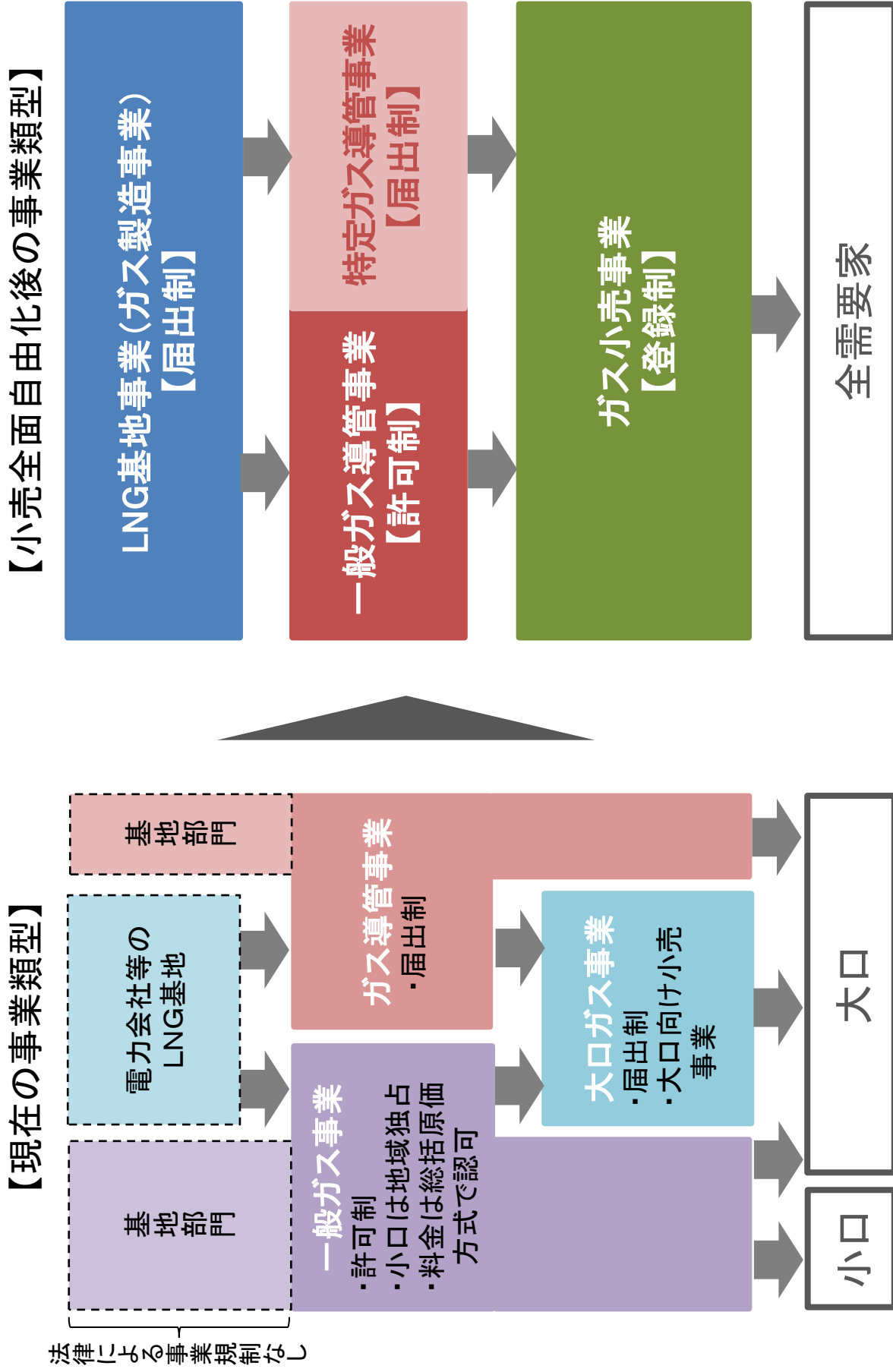
電力システム改革と相まって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、小売全面自由化及びガス導管部門の中立化等について検討が行われ、平成27年度通常国会に「電気事業法等の一部を改正する等の法律(※)」を提出。同国会で可決・成立。※「電気事業法等の一部を改正する等の法律」は東電法であり、ガス事業法改正も含まれている

小売自由化範囲の拡大



ガス事業法改正による主な措置

- ・ 全ての小売の地域独占を撤廃し、料金規制を原則廃止。
- ・ ガス事業の類型見直しと小売についてライセンス制(許可制→登録制)への移行。
 - ⇒ 平成29年目処に施行
- ・ 需要家が特に多い大規模導管を持つ大手3社(東京・大阪・東邦)については、中立性を高めるため、小売部門とガス導管部門を法的分離する。
 - ⇒ 平成34年4月1日施行



1 小売全面自由化の施行期日等について

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

- 小売全面自由化に係る詳細制度設計については、これまで、事業者におけるシステム設計にも大きな影響を及ぼすガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等について優先的に御議論いただいたところであり、熱心な御議論の結果、これらの論点については、概ねの方向性が定まってきたところ。
- 引き続き詰めなければならない論点は一定程度存在するものの、小売全面自由化の実施に係る全体的なスケジュールについては、国民や事業者等の予見可能性を高めることが重要であることから、小売全面自由化の施行期日は平成29年4月1日とするなど、小売全面自由化の実施に係る全体的なスケジュールは以下のとおりとし、これらのスケジュールを前提として、残された論点に係る議論、国における規則類の整備及び小売全面自由化に向けた事業者における準備を加速していくこととしてはどうか。

<平成28年>

春	● 託送供給約款の策定を不要とする承認
7月	● 託送供給約款の事前認可申請の期限
8月	● ガス小売事業の事前登録申請に係る受付開始
8～9月目途	● 経過措置料金規制が課される事業者の指定
12月	● 最終保障供給約款の届出の期限

<平成29年>

- 小売全面自由化の実施

(注) 電気事業と異なり、ガス事業においてはガス事業者が多数存在することに加え、大半は中小事業者であるという実態を踏まえ、託送供給約款を策定するために必要となる規則など、小売全面自由化を実施するために必要となる規則類については、本小委員会における御議論も踏まえながら、可能な限り早期に整備し、周知することとする。